

令和 7 年 2 月 25 日

会員各位

公益社団法人静岡県作業療法士会
選挙管理委員長 梅田 葉子

公益社団法人静岡県作業療法士会 役員選挙 公示

定款第 4 章 28 条に基づく令和 7 年 6 月 14 日の役員任期満了に伴い、定款第 4 章 25 条による役員選挙を下記のとおり公示する。

記

1. 役員選挙の位置づけ

役員は、法に基づき社員総会における社員（以下、県士会員とする）による選任で決定するものである。

定款第 4 章 25 条（選任等）

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

2. 役職名と定数

（1）理事候補 3 名以上 15 名以内（会長候補を含む）

（2）監事候補 2 名以上 3 名以内

3. 立候補の届出について

（1）方法

- ・立候補は正会員であれば誰でも可能である。
- ・立候補する者は、役員選挙立候補届（第 1 号様式）を期間内に選挙管理委員長へ届け出ること。（様式は県士会ホームページより各自ダウンロードすること。）
- ・立候補者は宣伝を行う。宣伝文は 200 文字以内にまとめ、立候補届に同封すること。（宣伝文は選挙公報及び県士会ホームページにて公開します）

（2）受付期間

- ・令和 7 年 3 月 26 日（水）～令和 7 年 4 月 15 日（火）必着
- ・封書には「役員選挙立候補届在中」と朱書きの上、郵送のこと。

（3）届け出先

〒420-0033 静岡県静岡市葵区昭和町 9-5 第 2 大石ビル 8F 西
公益社団法人 静岡県作業療法士会 選挙管理委員長 梅田葉子 宛

（4）立候補者の発表

- ・立候補者の発表は 5 月中旬に県士会ホームページ上で発表します。

4. 選挙について

（1）投票できる会員

令和 7 年静岡県作業療法士会に登録している全ての正会員

（2）投票期日・投票の方法（定款 19 条 3 決議）

令和 7 年 6 月 14 日（土）社員総会における決議